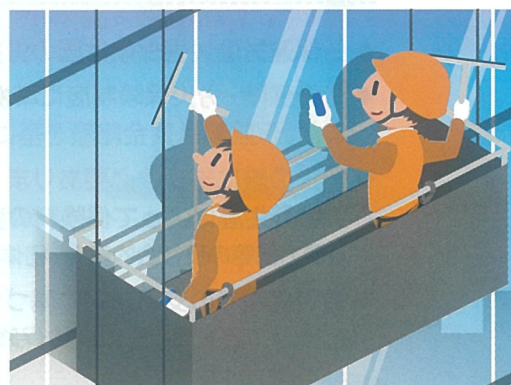


厚生労働大臣認可特定保険

労保連労働災害保険

—— 労働災害への備えはできていますか。

従業員の方々の労災事故について「政府労災保険」の上乗せ補償制度です。



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体で、労働保険事務組合約8,000を会員とし、47都道府県に支部を置く全国組織です。



労保連労働災害保険とは

労保連労働災害保険は労災保険に上乗せする補償制度です。

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険（以下「労災保険」といいます。）により公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースもみられます。このようなことに対応するため、労働者に対する労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険（労災保険の上乗せ補償制度）です。

労保連労働災害保険は労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害（例外として、補償の対象とならない災害もあります。）について補償いたします。契約に際しては重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）をご理解の上、ご契約ください。

労保連労働災害保険の特長

- ◆ 労保連労働災害保険は**国の労災保険に上乗せして補償する制度**です。
- ◆ 労働保険・労災保険制度に準拠しているため、**通勤災害も対象**となります。
また、保険料は賃金総額を基に簡単に計算できます。
- ◆ 加入の際に**審査は必要ありません**。過去の災害発生歴に関係なく加入することができます。
災害発生歴によって保険料の変化はありません。
※暴力団等の反社会的勢力・団体からの契約申込はお引き受けできません。
- ◆ 労災保険での支給決定に基づき、保険金請求書等が全国労保連に到着した日の翌日から起算して**原則30日以内**に保険金を指定の金融機関等の口座にお支払いします。



労保連労働災害保険のメリット

----- ● 事業主様 -----

1 非課税

事業主が負担する保険料は個人事業主の場合は必要経費として、法人事業主の場合は損金算入が認められています。
また、支払われる保険金は課税所得となりません。

2 特別加入

労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入できます。

3 保険料の割引

3年以上継続加入し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該年度の支払い保険料が10万円以上の事業場については、翌保険年度から、保険料の割引を行います。（メリット制度）

----- ● 建設業者様 -----

1 経営事項審査

労保連労働災害保険は、公共工事入札のための経営事項審査において、15点加点されます。
なお、経営事項審査の際に必要な加入証明書は、随時発行していますのでお申し出ください。

2 下請事業担保特約

貴社が元請から下請けした工事（下請事業）に係る労災事故については、貴社が元請から下請けした工事のすべてを一括して、「下請事業担保特約」に加入することにより、労保連労働災害保険の補償が受けられるようになります。
なお、加入方法は通常の契約と若干異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせください。



保険の型

A型……死亡・障害・休業を補償(I型A・II型A・III型Aの3種類)
B型……死亡・障害を補償(I型B・II型B・III型Bの3種類)

保険の型は、A型・B型の2種類あり、それぞれ死亡保険金・障害保険金の補償内容に応じてI型・II型・III型の3つの区分に分かれます。また、近年労災認定率が大幅な増加傾向にある、脳・心臓疾患および精神障害に係る労働災害に対応する保険として、**職業性疾患のうち、脳・心臓疾患および精神障害に限り対象とする保険をご用意しております。**それぞれの保険の型で、**脳・心臓疾患および精神障害を対象とする保険と対象としない保険のいずれかを選択してご契約ください。**なお、いずれの場合も保険金の種類・型の内容は変わりません。

保険金の支給額〈例〉

・III型A・III型B・III型B加入の事業場 ・被災者の給付基礎日額8,000円

CASE.1 ◆ 休業日数100日(待期間3日を除く。)
+ 障害等級8級に認定の場合の支給額
休業保険金……8,000円×20%×100日=160,000円
+ 障害保険金……8,000円×1,200日=9,600,000円
支払合計保険金…9,760,000円

CASE.2 ◆ 死亡した場合の支給額
死亡保険金……8,000円×3,000日=24,000,000円
+ 死亡弔慰金……300,000円
支払合計保険金…24,300,000円



保険料

労保連労働災害保険の保険料は、業種及び賃金総額により算出します。
保険料の見積りも対応させていただきますので、まずはご相談ください。

年間保険料の計算式〈保険期間：8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時まで〉

$$\text{年間保険料 (10円未満切捨)} = \left[\text{労働者年間賃金総額} + \text{特別加入者年間賃金総額 (1,000円未満切捨)} \right] \times \text{業種別保険料率}$$

※保険期間の途中から加入する場合は保険料は月割りで計算します。

保険料の計算例〈保険期間：8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時まで〉

CASE.1 ・業種コード35(建築事業)
I型A・I型B加入(脳・心臓疾患等を対象とする保険に加入)
・労働者年間賃金総額3,924千円、
特別加入者1名(給付基礎日額10,000円)

労働者年間賃金総額…… 3,924千円
+ 特別加入者年間賃金総額… 3,650千円(給付基礎日額10,000円(×365))
賃金総額合計……………7,574千円
↓
年間保険料(I型A): 7,574 × 6.181 = 46,810円 (10円未満切捨)
年間保険料(I型B): 7,574 × 3.328 = 25,200円 (10円未満切捨)
年間保険料(I型A・I型B): 46,810円 + 25,200円 = 72,010円

CASE.2 ・業種コード94(その他の各種事業)
III型A・III型B・III型B加入(脳・心臓疾患等を対象とする保険に加入)
・労働者年間賃金総額32,433千円、
特別加入者1名(給付基礎日額5,000円)

労働者年間賃金総額…… 32,433千円
+ 特別加入者年間賃金総額… 1,825千円(給付基礎日額5,000円(×365))
賃金総額合計……………34,258千円
↓
年間保険料(III型A): 34,258 × 0.604 = 20,690円 (10円未満切捨)
年間保険料(III型B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
年間保険料(III型B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
年間保険料(III型A・III型B・III型B): 20,690円 + 14,590円 + 14,590円 = 49,870円

保険金は給付基礎日額をもとに下記の日数分が支払われます。契約にあたっては、以下の保険の型から選択してください。

基本補償 (1口)							倍額補償 (2口)						高額補償 (3口)						
型	I 型A	I 型B	II 型A	II 型B	III 型A	III 型B	I 型A I 型B	I 型B I 型B	II 型A II 型B	II 型B II 型B	III 型A III 型B	III 型B III 型B	I 型A I 型B I 型B	I 型B I 型B I 型B	II 型A II 型B II 型B	II 型B II 型B II 型B	III 型A III 型B III 型B	III 型B III 型B III 型B	
死亡保険金	600日	600日	800日	800日	1000日	1000日	1200日	1200日	1600日	1600日	2000日	2000日	1800日	1800日	2400日	2400日	3000日	3000日	
障害 保 険 金	1級	600日	600日	800日	800日	1000日	1000日	1200日	1200日	1600日	1600日	2000日	2000日	1800日	1800日	2400日	2400日	3000日	3000日
	2級	600日	600日	800日	800日	1000日	1000日	1200日	1200日	1600日	1600日	2000日	2000日	1800日	1800日	2400日	2400日	3000日	3000日
	3級	600日	600日	800日	800日	1000日	1000日	1200日	1200日	1600日	1600日	2000日	2000日	1800日	1800日	2400日	2400日	3000日	3000日
	4級	480日	480日	640日	640日	800日	800日	960日	960日	1280日	1280日	1600日	1600日	1440日	1440日	1920日	1920日	2400日	2400日
	5級	420日	420日	560日	560日	700日	700日	840日	840日	1120日	1120日	1400日	1400日	1260日	1260日	1680日	1680日	2100日	2100日
	6級	360日	360日	480日	480日	600日	600日	720日	720日	960日	960日	1200日	1200日	1080日	1080日	1440日	1440日	1800日	1800日
	7級	300日	300日	400日	400日	500日	500日	600日	600日	800日	800日	1000日	1000日	900日	900日	1200日	1200日	1500日	1500日
	8級	240日	240日	320日	320日	400日	400日	480日	480日	640日	640日	800日	800日	720日	720日	960日	960日	1200日	1200日
	9級	180日	180日	240日	240日	300日	300日	360日	360日	480日	480日	600日	600日	540日	540日	720日	720日	900日	900日
	10級	120日	120日	160日	160日	200日	200日	240日	240日	320日	320日	400日	400日	360日	360日	480日	480日	600日	600日
	11級	60日	60日	80日	80日	100日	100日	120日	120日	160日	160日	200日	200日	180日	180日	240日	240日	300日	300日
	12級	30日	30日	40日	40日	50日	50日	60日	60日	80日	80日	100日	100日	90日	90日	120日	120日	150日	150日
	13級	18日	18日	24日	24日	30日	30日	36日	36日	48日	48日	60日	60日	54日	54日	72日	72日	90日	90日
	14級	12日	12日	16日	16日	20日	20日	24日	24日	32日	32日	40日	40日	36日	36日	48日	48日	60日	60日
休業保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
死亡弔慰金	30万円 (2口・3口加入の場合も30万円)																		

○ …1日につき2/10



手続きなど

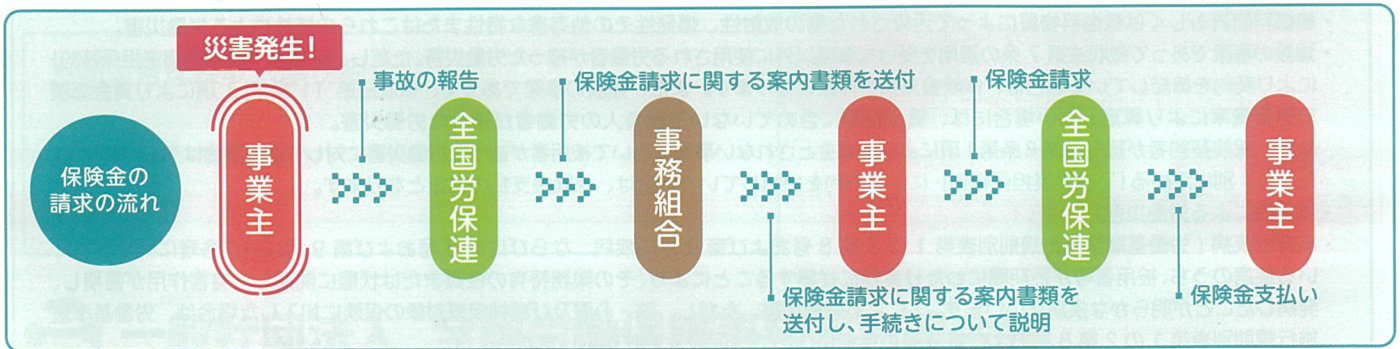
- 加入者

全国労保連の会員事務組合に、労働保険の事務処理を委託している事業主となります。
※この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。
※暴力団等の反社会的勢力・団体からの加入申込みはできません。
- 加入期間

加入期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。
中途から加入するときは、保険料は月割り計算いたします。なお、有期の建設事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の適用を受けない事業(単独有期事業))についてはその期間のみの契約(有期事業担保特約)もできます。
- 補償対象者

貴社の従業員(臨時、パート、アルバイト等も含む)が対象者となります。
また、事業主、一人親方等も特別加入することにより補償の対象とすることができます。なお、建設の事業であって、請負金額に労務費率を乗じて得た額を、賃金総額とみなして保険料を算出する場合には、貴社の下請け従業員も対象となります。
- 保険料のお支払い

保険料は、毎年7月31日までに事務組合に払い込みいただきます。(年度途中から契約する場合は、保険契約申込書提出の際に事務組合に払い込みいただきます。)保険料を払い込んでいない場合は、払い込みがあった日までの間に発生した労働災害については、保険金のお支払いができませんのでご注意ください。※保険料は、金額にかかわらず分割して払い込むことができます。



※保険金の請求には、労災保険の申請の際に労働基準監督署に提出した書類の写しや、労働基準監督署長から被災労働者に送付される支給決定通知書の写しが必要になりますので、大切に保管しておいてください。なお、保険金は全額を被災労働者(死亡保険金・死亡弔慰金の場合は遺族)の方にお渡しいただきます。



補償内容

保険金は、被災労働者の給付基礎日額を基礎としているため、その額は被災労働者の収入に見合った額となります。また、4日以上 の休業、後遺障害、死亡にいたるまで補償されます。

休業保険金

被災労働者が休業した場合に補償 (A型のみ)

- ◆ 休業3ヵ年間で全期間にわたって、給付基礎日額の20%をお支払いします。
(ただし、待期期間の3日間を除く)
- ◆ 労災保険で80%(特別支給金を含む)支給されるため、
併せて100%の収入が補償されます。

被災労働者の給付基礎日額が8,000円で30日休業した場合(Ⅲ型A:1口加入)
 $8,000円 \times 2/10 \times 30日 = 48,000円$



障害保険金

被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償

- ◆ 労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じ、ご契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします。

被災労働者の給付基礎日額が8,000円で障害等級10級の場合(Ⅲ型A・Ⅲ型B・Ⅲ型B:3口加入)
 $8,000円 \times 600日 = 4,800,000円$



死亡保険金

被災労働者が死亡した場合に補償

- ◆ ご契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします。
- ◆ 3口加入の場合は最高3,000日分をお支払いします。

被災労働者の給付基礎日額が8,000円の場合(Ⅲ型B:3口加入)
 $8,000円 \times 3,000日 = 24,000,000円$



死亡弔慰金

死亡保険金とは別に死亡弔慰金をお支払い

- ◆ 死亡保険金が支払われた場合、死亡保険金とは別に一律30万円をお支払いします。
※2口3口加入の場合も30万円になります。

保険金が支払われない主な災害について

- ・ 保険契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失による労働災害。
- ・ 地震、噴火、津波による労働災害。
- ・ 戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変または暴動による労働災害。
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による労働災害。
- ・ 建設の事業であって徴収法第7条の適用を受けた事業以外に使用される労働者が被った労働災害。ただし、別に定める「有期事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。また、建設の事業であって、徴収法第11条第3項により賃金総額を労務費率により算定しない場合には、賃金総額に含めていない下請負人の労働者が被った労働災害。
なお、保険契約者が徴収法第8条第1項による事業主とされない事業において被用者が被った労働災害に対しては保険金は支払いません。ただし、別に定める「下請事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。
- ・ 風土病による労働災害。
- ・ 職業性疾病(労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病、ならびに第8号および第9号以外の各号に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかな疾病をいいます。)による労働災害。ただし、脳・心臓及び精神疾患対象の保険に加入した場合は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病については保険金をお支払します。
- ・ 被災者の故意または重大な過失のみによる被災者自身の労働災害。
- ・ 被災者が道路交通法関係およびその他の法令の重大な違反により生じた労働災害。
- ・ 被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害。



保険金支払い事例

【障害災害】 事務所の階段で足を踏み外し、転倒して負傷したもの（第12胸椎圧迫骨折）

業 種	その他の各種事業
契 約 内 容	Ⅲ型A・Ⅲ型B（保険料86,530円）
被 災 者	営業（男54歳 給付基礎日額16,000円）
休業保険金	195,200円（61日分）
障害保険金	3,200,000円（障害等級11級 200日分）

【障害災害】 原付バイクにて通勤中、交差点で普通自動車にはねられたもの（脳挫傷）＜通勤災害＞

業 種	その他の各種事業
契 約 内 容	Ⅱ型A（保険料18,240円）
被 災 者	特別加入者（男69歳 給付基礎日額10,000円）
休業保険金	368,000円（184日分）
障害保険金	8,000,000円（障害等級2級 800日分）

【障害災害】 鉄骨材の切断作業中、回転する刃に右手の皮手袋が巻込まれたもの（右手指切断）

業 種	金属製品製造業又は金属加工業
契 約 内 容	I型A・I型B（保険料88,560円）
被 災 者	鍛冶工（男58歳 給付基礎日額13,182円）
休業保険金	479,752円（182日分）
障害保険金	7,909,200円（障害等級7級 600日分）

【障害災害】 冷却水配管を取り外す為、脚立に乗って作業中、脚立から落下したもの（左肘部不全切断）

業 種	既設建築物設備工事業
契 約 内 容	Ⅲ型A・Ⅲ型B（保険料78,680円）
被 災 者	配管工（男65歳 給付基礎日額7,260円）
休業保険金	675,180円（465日分）
障害保険金	8,712,000円（障害等級6級 1,200日分）

【死亡災害】 下水道管埋設工事中に約2mの深さで土砂に埋もれたもの

業 種	既設建築物設備工事業
契 約 内 容	I型A（保険料56,070円）
被 災 者	管工（男35歳 給付基礎日額13,044円）
死亡保険金	7,826,400円（600日分）
死亡弔慰金	300,000円

【死亡災害】 回流機スクリューの上で作業中、スクリューに巻き込まれたもの

業 種	機械器具製造業
契 約 内 容	I型A（保険料38,910円）
被 災 者	機械据付・修理（男45歳 給付基礎日額13,521円）
死亡保険金	8,112,600円（600日分）
死亡弔慰金	300,000円

【死亡災害】 ダンプ整備中にフレームに頭部が挟まったもの

業 種	輸送用機械器具製造業
契 約 内 容	I型A（保険料49,240円）
被 災 者	特別加入者（男71歳 給付基礎日額16,000円）
死亡保険金	9,600,000円（600日分）
死亡弔慰金	300,000円

【死亡災害】 屋根工事作業中に、足を滑らせ5m下の道路に落下したもの

業 種	建築事業
契 約 内 容	Ⅲ型A・Ⅲ型B（保険料24,220円）
被 災 者	左官業（男63歳 給付基礎日額9,377円）
死亡保険金	18,754,000円（1,000日分×2口）
死亡弔慰金	300,000円

くわしくは、下記事務組合または
全国労保連にご照会ください。

労働災害保険取扱事務組合

お問い合わせ先

- 商品・契約内容に関するお問い合わせ
- 事故の受付・ご相談
- ご不満・ご要望のお申し出

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

労働災害保険課 TEL.03-3234-1483



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880



2020年12月作成